

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

1 業務の目的

本業務は、前山谷の砂防堰堤施工において、下流域における耕作地への砂防堰堤施工に伴う用水流量の減少が懸念されるため、具体的データ収集として水位観測調査を実施するものである。

調査は、現況(砂防堰堤施工前)の下流側流路工の水位データを観測し、施工中及び施工後の水位データが比較できるデータを収集し整理するものとする。

本業務での観測は令和5年4月から令和6年3月までとする。

2 打合せ

業務着手時、中間打合せ1回、成果納品時に発注者と協議を行う。

3 計画準備

関係資料を収集・整理し業務計画書の作成を行う。

4 水位計設置撤去

水位計は監督員との協議、指示に従い設置及び撤去を行う。

水位計はセンサーが感知できるよう設置し、流下物による破損を防ぐ処置を施すこと。

5 水位計観測

令和5年4月から令和6年3月までの期間に月1回水位計の観測データをPCに保存するものとする。

6 水位計観測資料集整理

観測で得られたデータを整理すると共に、周辺での気象情報(降雨量)等のデータ収集を行い、水位の変動が把握できる資料を整理する。

7 報告書作成

観測結果より得られたデータを総合的に解析し、用水量の変動について、砂防堰堤施工による影響等を考察し報告書を取りまとめる。